

川崎市農地造成工事指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業生産力の増進及び農家経営の安定に寄与することを目的に、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号、以下「盛土規制法」という。）及び農地法（昭和27年法律第229号）の適用の対象とならない農地造成を行おうとする者が川崎市農業委員会（以下「農業委員会」という。）に対して行う手続きについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する土地をいう。
- (2) 農地造成 農地をより耕作に適した農地にするために、土地の区画形質を変更することをいう。ただし、通常の営農行為は除く。
- (3) 通常の営農行為 次に掲げる日常的な農業生産活動及び農地の維持管理活動をいう。

ア 耕起、代かき、整地、畝立て

イ けい畔の新設・補修・除去

ウ 土砂を含まない土壌改良剤（基肥、たい肥等）の投入

エ 表土（作土）の補充・入替えて、その前後の土地の地盤面の標高差が30cmを超えないもの

オ 農業用暗きょ排水の新設・改修

カ 樹園地における樹木の改植

キ 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（伐根、整地等）

ク 法面や耕作道の維持管理

ケ 農作物残さ（野菜くず等の非収穫部）の堆肥化を目的とした穴の掘削

コ その他農業委員会が認めたもの

- (4) 造成主 農地の使用及び収益を目的とする権利を有する者であつて、農地造成を行おうとする者をいう。

- (5) 工事施工者 農地造成に関する工事を行う者（農地造成に関する工事の請負契約の受注者又は造成主自らその工事をする場合は造成主）をいう。

- (6) 崖 勾配が30度を超える傾斜地をいう。

(取扱の区分)

第3条 この要綱の取扱区分は、別表1のとおりとする。

(遵守事項)

第4条 造成主及び工事施工者（以下「造成主等」という。）は、次の各号に掲げる事

項を遵守して施工しなければならない。

- (1) 工事施工者は、次条の規定による施工届出書の提出後において、第 6 条の規定による受理通知書の交付があるまで当該農地造成工事に着手できないものとする。
- (2) 盛土規制法に基づく許可の手引き（宅地造成等に関する工事の技術指針）（令和 7 年 4 月 1 日川崎市まちづくり局宅地企画指導課）を参考に、安全性の観点から適切に施工しなければならない。
- (3) 当該農地造成工事が道路、水路、その他公共施設等に関わる場合は、次条の規定による施工届出書の提出前に、それぞれの管理者へ確認し、必要に応じて協議を行わなければならない。
- (4) 当該農地造成工事が他法令（条例、規則を含む。）による許可等を要する場合には、その許可等を受けなければならない。
- (5) 次条の規定による施工届出書の提出前に、隣接土地所有者及び影響を及ぼす恐れがある土地所有者に対し、工事計画を十分説明しなければならない。
- (6) 当該農地造成を行う農地の周囲の生活環境及び営農環境に影響を与えないように施工しなければならない。
- (7) 当該農地造成工事による災害が発生した場合は、責任をもって解決しなければならない。
- (8) 農地造成に使用する土は、耕作に適した良質な土を使用しなければならない。
- (9) 農地造成工事の期間は、原則として 3 か月以内とする。

（施工届出等）

第 5 条 造成主は、第 3 条に規定する取扱区分において当該要綱に該当する農地造成を行おうとするときは、事前に農地造成工事施工届出書（第 1 号様式。以下「施工届出書」という。）に別表 2 に掲げる図書を添えて、農業委員会に提出するものとする。

2 農業委員会は、造成主の相談に応じ、前項に規定する施工届出書の提出があったときは、その内容の確認及び現地調査を行うものとする。

（受理通知書の交付）

第 6 条 農業委員会は、前条第 1 項に規定する施工届出書の提出を受け、その内容を確認したものについては、造成主に対し受理通知書（第 2 号様式）を交付するものとする。

（完了届出書）

第 7 条 造成主は、農地造成工事が完了したときは、農業委員会に農地造成工事完了届出書（第 3 号様式。以下「完了届出書」という。）に写真を添えて提出するものとする。

（現地調査）

第 8 条 農業委員会は、農地造成工事の実施中又は完了後において、必要に応じて現地調査を行い、造成主等に対して指導を行うものとする。

(農業委員会の指導)

第9条 農業委員会は、造成主等が施工届出書に記載された計画に基づき工事を行うよう指導するものとする。

- 2 農業委員会は、施工届出書に記載された工事完了予定年月日までに農地造成工事が完了しないときは、造成主に対し農地造成工事変更届出書と必要な図書の提出を求め、速やかに工事を完了させるよう指導するものとする。
- 3 第5条及び第6条の規定は、前項について準用する。この場合において、第5条中「農地造成工事施工届出書」とあるのは「農地造成工事変更届出書」と読み替えるものとする。
- 4 農業委員会は、農地造成工事完了後、当該農地造成工事により造成された農地が農業を行ううえで適正に利用されるよう指導するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 この要綱の施行により、昭和54年1月1日に制定された川崎市農地造成工事指導要綱は廃止する。

(経過措置)

- 3 この指導要綱の施行前に造成主が提出した承認願等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この指導要綱の施行前に造成主が提出した承認願等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この指導要綱の施行前に造成主が提出した承認願等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この指導要綱の施行前に造成主が提出した承認願等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 10 月 15 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

農地造成工事指導要綱の取扱区分一覧表

			盛土 規制法 ※1	農地法	農地造成工事 指導要綱
土地の 形質の 変更	①盛土で高さが 1m 超の崖を生ずるもの ②切土で高さが 2m 超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m 超の崖を生ずるもの（①②を除く。） ④盛土で高さが 2m 超となるもの（①③を除く。）		許 可 対 象	<市街化調整区域> 一時転用許可 <市街化区域> 一時転用届出	適用除外
	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500 m ² 超となるもの（①～④を除く。）	許 可 対象外			
	高さが 2m 以下であって盛土又は切土をする前後の地盤の標高の差が 30 cmを超えない盛土又は切土をするもの				
	①～⑤のいずれにも該当しないもの				
一時的な土石の堆積※2	⑥最大時に堆積する高さが 2m 超かつ面積が 300 m ² を超えるもの		許 可 対 象	<市街化調整区域> 一時転用許可 <市街化区域> 一時転用届出	適用除外※3
	⑦最大時に堆積する面積が 500 m ² 超となるもの（⑥を除く。）	許 可 対象外			
	堆積する土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 30 cmを超えないもの				
	⑥⑦のいずれにも該当しないもの				
工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの					
通常の営農行為※4			許 可 対象外	適用除外	適用除外※5

注 1 生産緑地地区の場合は、別途、経済労働局農地課に手続きが必要（生産緑地法第 8 条関係）

注 2 納税猶予特例適用農地の場合は、別途、税務署との協議が必要

- ※1 盛土規制法の許可対象については、まちづくり局宅地審査課に確認が必要
- ※2 一時的な土石の堆積とは、堆積期間が5年以内のものをいう。
- ※3 一時的な土石の堆積は、農地造成工事に該当しない。
- ※4 通常の営農行為とは、次に掲げるものをいう。
- ア 耕起、代かき、整地、畝立て
 - イ けい畔の新設・補修・除去
 - ウ 土砂を含まない土壌改良剤（基肥、たい肥等）の投入
 - エ 表土（作土）の補充・入替えて、その前後の土地の地盤面の標高差が30 cmを超えないもの
 - オ 農業用暗きょ排水の新設・改修
 - カ 樹園地における樹木の改植
 - キ 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（伐根、整地等）
 - ク 法面や耕作道の維持管理
 - ケ 農作物残さ（野菜くず等の非収穫部）の堆肥化を目的とした穴の掘削
 - コ その他農業委員会が認めたもの
- ※5 通常の営農行為は、農地造成工事に該当しない。

別表 2（第 5 条第 1 項及び第 9 条第 2 項関係）

農地造成工事施工（変更）届出書添付図書

	図書の種類	縮尺等	備 考
1	案内図	1/2, 500 以上	農地造成工事区域を赤色で表示する。
2	公図の写し		農地造成工事区域を赤色で表示する。
3	農地造成計画 平面図	1/250 以上	縦断面、横断面の位置を示すこと
4	農地造成計画 縦断面図	1/250 以上	
5	農地造成計画 横断面図	1/250 以上	
6	構造物の構造を 説明する資料		構造物を設置する場合に添付
7	公共施設管理者の 許可等		道水路等の形状変更等がある場合に添付
8	工程表		
9	誓約書		第 4 号様式
10	土地所有者の同意書		第 5 号様式。所有権以外の権利に基づき 農地を利用する者が申請する場合に添付

※変更の場合には、変更に係る図書のみ添付する。

第 1 号様式（第 5 条第 1 項及び第 9 条第 2 項関係）

農地造成工事施工（変更）届出書

年 月 日

（宛先）川崎市農業委員会会長

住所

氏名

次の土地について農地造成工事を行い（変更し）たいので、施工（変更）届出書を提出いたします。

農 地 造 成 を し よ う と す る 土 地	土地の表示				面積 (㎡)	所有者氏名
	所在地番	地目				
		登記簿	現況			
内訳	田	㎡	畑	㎡	合計	㎡
	山林	㎡	雑種地	㎡		
市街化及び市街化調整区域の別		・市街化区域（生産緑地地区・贈与税納税猶予・相続税納税猶予） ・市街化調整区域				
工事計画の内容	事由の詳細					

工 事 計 画 の 内 容	工事施工者		住 所					
			氏 名					
	採取する土の種類 及び採取場所							
	被害防除施設の概要							
他法令の許可等を必要 とする場合はその提出 先及び提出年月日								
工事の時期			工事着工年月日		年 月 日			
			工事完了予定年月日		年 月 日			
営 農 計 画	農地造成をしようとする 土地の作付計画		区分	種 類		面 積		
			工事前			a		
			工事後			a		
	農業従事者（主として 農業に従事する者）		男 人 女 人 計 人					
	経営規模	区分	耕 地 面 積					
			水田	畑	果樹			計
		工事前	a	a	a			a
工事後	a	a	a			a		

※変更の場合には、変更箇所について上下２段書きにより記載すること。（上部に変更前の内容を見え消しにより記載し、下部に変更後の内容を記載すること。）

第2号様式（第6条関係）

受 理 通 知 書

年 月 日

様

川崎市農業委員会会長 印

年 月 日付けで提出のあった農地造成工事施工（変更）届出書は 年 月 日付けで受理したので通知する。ついては、次の事項を遵守のうえ施工すること。

- 1 届出書の内容のとおり施工すること
- 2 当該工事が道路、水路、その他公共施設等に関わる場合は、それぞれの管理者の指示に従うこと
- 3 当該工事が他法令（条例、規則を含む。）による許可等を要する場合には、その許可等を受けること
- 4 当該工事を行う農地の周囲の生活環境及び営農環境に影響を与えないように施工すること
- 5 工事による災害が発生した場合は、責任をもって解決すること
- 6 農地造成に使用する土は、耕作に適した良質な土を使用すること
- 7 工事の期間は、原則として3か月以内とする。
- 8 その他農業委員会の指導に従うこと

第3号様式（第7条関係）

農地造成工事完了届出書

年 月 日

（宛先）川崎市農業委員会会長

住所

氏名

年 月 日に届出をした次の農地造成工事が完了しましたので届出ます。

農地造成工事を行った土地	土地の表示			面積 (㎡)	所有者氏名
	所在地番	地目			
		登記簿	工事前	工事後	
完了年月日	年 月 日				

第4号様式

誓 約 書

このたび、提出の下記土地の農地造成工事施工（変更）届出書について、次のとおり誓約いたします。

年 月 日

（宛先）川崎市農業委員会会長

住 所

氏 名

1 土地の所在及び面積

川崎市 区 番地 m²

2 施工（変更）届出書の内容のとおり施工いたします。

3 工事中及び工事後は特に付近の道水路及び農地等への影響のないよう注意するとともに、周辺住民に迷惑をかけないようにいたします。

4 工事による災害が発生した場合は、全責任をもって解決いたします。

5 農地造成工事完了後は速やかに完了届出書を提出するとともに、当該地を必ず農業用として利用いたします。

第 5 号様式

土 地 所 有 者 の 同 意 書

農地造成する土地の所在等

所 在 地 番	地 目	地 積
		m ²

このたび、上記の農地造成することについて土地所有者として同意いたします。

年 月 日

様

土地所有者
住 所
氏 名